

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応指針（改正案）等に関する意見募集について

令和 5 年 9 月 15 日
文 部 科 学 省
初等中等教育局特別支援教育課
大臣官房人事課
スポーツ庁政策課
文化庁政策課

1. 意見募集の目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）においては、主務大臣は所管事業者における取組に資するための対応指針を策定することとされており、また、国の行政機関の長及び独立行政法人等は対応要領を定めることとされております。加えて、同法においては、これら対応指針及び対応要領を変更するときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。

この度、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）の令和 6 年 4 月施行に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）に即して、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、「文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の改正を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第 39 条などに基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

2. 意見募集対象

- (1) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正案）
- (2) 文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正案）
- (3) スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正案）
- (4) 文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正案）

3. 意見提出期間 令和 5 年 9 月 15 日（金）～令和 5 年 10 月 14 日（土）

4. 意見提出方法

○提出手段：郵送・FAX・電子メール・e-Gov パブリックコメント上の意見提出フォーム

※電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください。

※その他の方法を希望される場合はお問い合わせください。

○提出期限：令和5年10月14日（土） 必着

郵送の場合、締切日当日消印有効

○郵送・FAX・電子メールによる提出の場合の宛先

「文部科学省対応指針への意見」

住所： 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係 宛

FAX:03-6734-3737

電子メールアドレス：tokubetu※mext.go.jp

「文部科学省対応要領への意見」

住所： 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

文部科学省大臣官房人事課 宛

FAX:03-6734-3610

電子メールアドレス：kaishou※mext.go.jp

「スポーツ庁対応要領への意見」

住所： 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

スポーツ庁政策課 宛

FAX:03-6734-3790

電子メールアドレス：sseisaku※mext.go.jp

「文化庁対応要領への意見」

住所： 〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

文化庁政策課人事係 宛

FAX:03-6734-3811

電子メールアドレス：jinji※mext.go.jp

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1回答あたり1意見としてください。）

※郵送の場合、封筒表面に「文部科学省対応指針への意見」、「文部科学省対応要領への意見」、「スポーツ庁対応要領への意見」、「文化庁対応要領への意見」のいずれかを朱書きしてください。

※上記メールアドレスは迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。電子メールによる送信の場合には、「※」を「@」（半角）に変更して下さい。

※電子メールによる送信の場合、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい。

○e-Gov パブリックコメント上の意見提出フォーム（締切日必着）

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に意見を提出してください。（1回答あたり1意見としてください。）

※提出意見入力欄に、「文部科学省対応指針への意見」、「文部科学省対応要領への意見」、「スポーツ庁対応要領への意見」、「文化庁対応要領への意見」のいずれかを必ず明記してください。

※文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

※e-Gov パブリックコメント上の意見提出フォームには、職業を記載する欄はございませんのでご了承ください。

5. 意見提出様式

「文部科学省対応指針への意見」、「文部科学省対応要領への意見」、「スポーツ庁対応要領への意見」、「文化庁対応要領への意見」のいずれかを明記してください。

- ・氏名（法人又は団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・郵便番号・住所
- ・メールアドレス
- ・電話番号
- ・意見（理由も含め1,000文字以内）

6. 注意

- 御意見に対し、個別の回答は行いません。
- 御意見は、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- 個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用しません。

もんぶかがくしょうしょかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

たいおうししん かいせいあん どう かん いけんぼしゅう
対応指針（改正案）等に関する意見募集について

れいわ ねん がつ にち
令和5年9月15日
もんぶ かがく しょう
文部科学省
しょうちゅうとうきょういっくきょうくべつしんきょういっく
初等中等教育局特別支援教育課
だいじん かん ぼう じん じか
大臣官房人事課
スポーツ ちやう せい ぎく かい
スポーツ庁政策課
ぶん ぶん ちやう せい ぎく かい
文化庁政策課

1. いけんぼしゅう もくてき 意見募集の目的

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん ほうりつ だい ごう い か ほう
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）においては、しゅむだいじん しょうかんじぎょうしや とりくみ し たいおうししん さくてい
主務大臣は所管事業者における取組に資するための対応指針を策定することとされており、また、くに ぎょうせい かん ちやうおよ どりつぎょうせい ほうじん とう たいおうよりりょう さだめ
国の行政機関の長及び独立行政法人等は対応要領を定めることとされており、加えて、どうほう たいおうししん およ へんこう
同法においては、これら対応指針及び対応要領を変更するときは、あらかじめ、しょうがいしや た かんけいしや いけん ほんえい ひつよう そ ち ころ
障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。

この度、たび しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ いちぶ かいせい ほうりつ れいわ
この度、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）のれいわ ねん がつ 4 げつ せいこう に向け、「しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
令和6年4月施行に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（れいわ ねん がつ 14 にかんくぎけつてい）そく
令和5年3月14日閣議決定）に即して、「もんぶかがくしょうしょかんじぎょうぶんや
文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、「もんぶかがくしょう
文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「スポーツ ちやう せい ぎく かい
スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「ぶんぶん ちやう せい ぎく かい
文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「ぶんぶん ちやう せい ぎく かい
文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及びの改正を予定しています。

つきましては、ほんけん ぎょうせいてつぎきこうだい じよう ほんもと
つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、パブリック・コメント（いけんこうぼてつぎき じつし
意見公募手続）を実施いたします。

2. いけんぼしゅうたいしやう 意見募集対象

- もんぶかがくしょうしょかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう
(1) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（かいせいあん）
指針（改正案）
- もんぶかがくしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうよりりょう かいせいあん
(2) 文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正案）
- ちやう せい ぎく かい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうよりりょう かいせいあん
(3) スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正案）
- ぶんぶん ちやう せい ぎく かい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうよりりょう かいせいあん
(4) 文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正案）

3. いけんでいしつつかん れいわ ねん がつ にち きん れいわ ねん がつ にち ど 意見提出期間 令和5年9月15日（金）～令和5年10月14日（土）

4. 意見提出方法

- 提出手段：郵送・FAX・電子メール・e-Gov パブリックコメント上の意見提出フォーム
※電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください。
※その他の方法を希望される場合はお問い合わせください。

- 提出期限：令和5年10月14日（土）必着
郵送の場合、締切日当日消印有効

- 郵送・FAX・電子メールによる提出の場合の宛先

「文部科学省対応指針への意見」

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係 宛

FAX:03-6734-3737

電子メールアドレス：tokubetu@mext.go.jp

「文部科学省対応要領への意見」

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

文部科学省大臣官房人事課 宛

FAX:03-6734-3610

電子メールアドレス：kaishou@mext.go.jp

「スポーツ序対応要領への意見」

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

スポーツ序政策課 宛

FAX:03-6734-3790

電子メールアドレス：sseisaku@mext.go.jp

「文化庁対応要領への意見」

住所：〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

文化庁政策課人事係 宛

FAX:03-6734-3811

電子メールアドレス：jinji@mext.go.jp

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1回答あたり1意見としてください。）

※郵送の場合、封筒表面に「文部科学省対応指針への意見」、「文部科学省対応要領への意見」、「スポーツ庁対応要領への意見」、「文化庁対応要領への意見」のいずれかを朱書きしてください。

※上記メールアドレスは迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。電子メールによる送信の場合には、「※」を「@」（半角）に変更して下さい。

※電子メールによる送信の場合、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい。

○e-Gov パブリックコメント上の意見提出フォーム（締切日必着）

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に意見を提出してください。（1回答あたり1意見としてください。）

※提出意見入力欄に、「文部科学省対応指針への意見」、「文部科学省対応要領への意見」、「スポーツ庁対応要領への意見」、「文化庁対応要領への意見」のいずれかを必ず明記してください。

※文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

※e-Gov パブリックコメント上の意見提出フォームには、職業を記載する欄はございませんのでご了承ください。

5. 意見提出様式

「文部科学省対応指針への意見」、「文部科学省対応要領への意見」、「スポーツ庁対応要領への意見」、「文化庁対応要領への意見」のいずれかを明記してください。

- ・氏名（法人又は団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・郵便番号・住所
- ・メールアドレス
- ・電話番号
- ・意見（理由も含め1,000文字以内）

6. 注意

- 御意見に対し、個別の回答は行いません。
- 御意見は、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきます。場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- 個人情報保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用しません。